

タンジョンブリオクのゼネラル、モーター工場は我が手に歸し  
新生の門出についてゐる。

従來、馬來の自動車は専ら、英國及び米國製に依つて占められ  
て來たが、大東亞戰爭を境に、茲に完全にその供給元を斷ち切ら  
れたから、今後は日本に依つて其の不足を賄つてやらねばならな  
い。

馬來の現在は、戦火に依り自動車數も減少してゐるが、差し當  
つて出来得る限り、現に使用してゐる自動車の壽命を伸ばす工  
夫が肝要であらう。スクラップ車輛を解體し、使へる部品を生か  
す事も肝要な事である。

が、自動車は刻々と消耗するものであり、長くて十年経てば廢

車の運命に會ふ。この時は何としても日本から新車を補充せねば  
ならない。

この際には、先づ産業的にも國防的にも有用なトラックを先き  
にし、乗用車は後廻しにすべきであらう。トラックに次いでバ  
スの補充を考へねばならない。

乗用車は米國流の燃料消費の大きい大馬力大型主義のものよ  
り、歐洲式の燃料の經濟な輕自動車に向くであらう。

何れにしても、今後馬來の自動車界を指導するのは日本の使命  
であり、若し、性能の低劣な國産車を供給し、住民の輕侮を受け  
るが如き争があれば、單に我自動車技術陣の恥である許りでなく  
南方經營上由々しい問題が生ずる。この點、我々は太いに努力し  
なければならぬ。

## 土木常備者表彰規程制定に就て

有 岡 富 次

北海道廳に於ては道路工夫優遇の一端として昭和十五年三月道  
路工夫表彰規程を定め爾來此の規程に依つて黙々として陸運増強

の第一線に挺身する戰士の顯彰を行つて來たが今回更に之を擴張  
して土木現業所、治水事務所、築港事務所の一般常備者にも及ぼ

し永年勤続の獎勵と作業能率増進の一助として土木常備者表彰規程を新に制定して道内全現業員約千三百名に上る。

船長、機關長、自動車運轉手、同助手、道路工夫、河川工夫、同心得、見習、常夫、使丁等の中功績顯著にして成績優良他の模範となすに足るものを銓衡して毎年表彰を行ふこととなつた。

表彰は甲種、乙種の二種に分ち甲種表彰は乙種表彰を受けたるものより銓衡して長官之を行ひ、乙種表彰は各解長の内申に依つて振興部長之を銓衡して各解長が行ふのである。而して甲種表彰者には功績章及賞金を、乙種表彰者には勤勞章及賞金を授與するの外甲種には七日以内の慰勞休暇又は道内視察を爲さしめる。乙種には五日以内の慰勞休暇又は道内視察をさせ尙被表彰者中成績最も優秀なるものは雇員登用し更に判任官迄昇進の道を拓き土木常備者に對し劃期的優遇方法が實施せられたのである。

### ○北海道廳訓令第三十七號

土木常備者表彰規程左ノ通定ム

昭和十八年四月二十九日

北海道長官 坂 千秋

#### 土木常備者表彰規程

第一條 土木現業所、治水事務所及築港事務所ニ於ケル常備者ノ

表彰ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 土木現業所長、治水事務所長及築港事務所長（以下解長

ト稱ス）ハ其ノ所屬常備者ニシテ永年勤続シ功績顯著、精勵恪

勤ニシテ他ノ模範トナルベキ者アルトキハ第一號乃至第二號樣

式ノ調書ヲ作製シ毎年一月十五日限り之ヲ振興部長ニ内申スベ

シ

第三條 表彰ハ之ヲ分チテ甲種、乙種ノ二種トス

一 甲種表彰ハ乙種表彰ヲ受ケタル者ヨリ長官銓衡シテ之ヲ行

フ

二 乙種表彰ハ振興部長銓衡シテ各解長之ヲ行フ

第四條 表彰ハ褒狀ヲ授與シ次ノ特典ヲ附與ス

一 甲種表彰 功績章及賞金五拾圓

二 乙種表彰 勤勞章及賞金貳拾圓

功績章及勤勞章ハ右助ニ佩用スベシ

第五條 功績章及勤勞章ノ形狀及制式ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ職務怠慢又ハ破廉恥ノ行爲アリ

タルトキハ褒狀並ニ功績章、勤勞章ヲ褫奪スルコトアルベシ

振興部  
土木現業所  
治水事務所  
築港事務所

附 則

昭和十五年三月九日北海道廳訓令第十三號道路工夫表彰規程ハ之ヲ廢止ス但シ從前ノ規程ニ依リ表彰ヲ受ケ正帽ニ白線ノ纏附ヲ爲ス者ニ對シテハ本令ニ依リ功績章及勤勞章ヲ授與ス

第一號様式

土木常備者功績調書 (甲種) 又ハ (乙種)

解 名

氏 名	職 名	勤 績 年 數	日 給 額	勤 務 場 所	成 績 順 位
年 月 日 生					

備 考

- 一 職名ハ船長、機關長(士)、自動車運轉手、同助手、道路工夫、河川工夫、常夫等(現業ヲ主トスル者)ヲ記入スルコト
- 二 勤務場所ハ何派出所、治水何工場、築港何工場等ト記入スルコト

第二號様式

土木常備者身上調書

解 名  
氏 名  
年 月 日 生

本 籍	現 住 所	就 職 年 月 日	性 質	索 行	德 望	功 績	履 歴	賞 罰	參 事 項

